

① 基本理念

「全ての市民が生涯にわたり、健康で暮らしていく基盤として、自らの歯で食を楽しむことができ、自主的な努力で全身の健康にも関係する歯・口腔の健康づくりに取り組む社会」を目指します。

② 基本目標

- (1) 市民が歯科疾患の予防、早期発見及び治療に関する知識を持つことができる。
- (2) 市民が生涯にわたる歯・口腔の健康づくりを自分ごとと捉え、自主的に努力することができる。
- (3) 歯科健診*、歯科保健指導*および健康教育等のサービスを受けることができる環境を整備する。
- (4) ライフステージに合わせた歯・口腔の健康づくりを推進する。

③ 基本的事項

- (1) 全てのライフステージにおける継続的な歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進する。
 - ・乳幼児期(0歳～5歳)
 - ・学齢期(6歳～18歳)
 - ・青年期(19歳～39歳)
 - ・壮年期(40歳～64歳)
 - ・高齢期(65歳～)
 - ・全てのライフステージにおける共通の取組
- (2) 配慮の必要な状況にある者への歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進する。
 - ・妊産婦
 - ・障がい者(児)、介護を必要とする者
- (3) 全ての市民が生涯にわたって歯・口腔の健康づくりを進めるために必要な社会環境の整備を推進する。
 - ・歯・口腔の健康づくりに関する情報提供及び知識の普及啓発
 - ・災害、感染症拡大等に備えた体制の整備
 - ・市民の自主的な努力を促進
 - ・歯科医療関係者*等との連携と実践
 - ・歯科医療に関する人材の育成及び施策の効果的な実施に資する調査及び研究

●用語説明

※**歯科健診**……むし歯や歯周病などの口腔内の病気を早期発見し、治療や予防に繋げるための健康診査のこと。

※**歯科保健指導**……歯科医師や歯科衛生士が、歯や口腔に関する正しい知識や技術を伝えること。

※**歯科医療関係者**……歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健に関わる業務に従事する者。